

区民相談室

専門家に無料で相談できます。実施状況など詳細はお問い合わせください。※申込方法の記載がないものは当日会場へ
※休日、年末年始を除く 対 区内在住・在勤・在学の方 問 広聴広報課広聴担当 TEL 5744-1135 FAX 5744-1504



法律相談(予約制) 相談員=弁護士

借地、借家、相続、離婚、金銭問題などの日常生活に関すること
日 月・水・金曜、午後1時30分から(全5回、相談時間各25分)
会 区役所本庁舎2階 申 対面=問合先へ電話、オンライン=電子申請

不動産取引相談 相談員=宅地建物取引士

不動産の取り引き一般に関すること
日 第1・3木曜、午後1時～3時(受け付け) 会 区役所本庁舎2階

登記相談(予約制) 相談員=司法書士

不動産、会社などの登記手続きに関すること
日 第3火曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分) 会 区役所本庁舎2階
申 問合先へ電話。前月の5日(土・日曜、休日の場合は翌開庁日)から受け付け

税務相談(予約制) 相談員=税理士

所得税、相続税などの税金相談(確定申告の相談は除く)
日 第2・4木曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分) 会 区役所本庁舎2階
申 問合先へ電話。前月の1日(土・日曜、休日の場合は翌開庁日)から受け付け

公証相談 相談員=公証人

遺言、相続、金銭貸借などの証書作成、文書の認証、確定日付に関すること
日 第1火曜、午後1時～3時(受け付け) 会 区役所本庁舎2階

社会保険労務相談 相談員=社会保険労務士

健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険など
日 第1・3火曜、午後1時～3時30分(受け付け) 会 区役所本庁舎2階

土地・建物相談 相談員=土地家屋調査士

境界線問題や不動産の表示登記などに関すること
日 第1水曜、午後1時～3時30分(受け付け) 会 区役所本庁舎1階

行政相談 相談員=行政相談委員(総務大臣が委嘱した民間有識者)

国など行政全般に関する要望、苦情など
日 会 第1・3火曜、午後1時～3時(受け付け)=区役所本庁舎1階
第2水曜、午後1時30分～3時30分(受け付け)=アトレ大森(大森北1-6-16)

行政手続相談 相談員=行政書士

戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可などの手続きに関すること
日 第4木曜(休日の場合は翌日、12月は第3木曜)、午後1時～3時30分(受け付け)
会 区役所本庁舎1階

健康相談(予約制) 相談員=産業医の資格を持つ医師、産業保健師

家族や自分の健康に関する①一般②メンタルヘルスのこと
日 木曜(②は月1回)、午後1時～2時30分(受け付け) 会 区役所本庁舎2階
申 大田地域産業保健センター(TEL 3772-2402)へ電話

止水板・雨水タンク・雨水浸透施設設置助成のご案内

●浸水軽減に向けて工事費などの一部を助成

浸水防止対策として、建築物の出入り口に止水板を設置するほか、屋根の雨水を貯留する雨水タンク、地下へ雨水を浸透させる雨水浸透施設の設置を支援します。

1 止水板設置助成

止水板は、建築物に水が浸入することを防止するために当該出入り口などに設置するものです。

●助成対象地域

区内で過去に浸水被害が発生した地域か発生のおそれがある地域

●止水板設置工事の助成限度額・助成率

個人=限度額100万円、助成率4/5※区内に住民登録のない個人は50万円

法人=限度額150万円、助成率3/5

●簡易型止水板購入の助成限度額・助成率

個人=限度額25万円、助成率4/5

法人=限度額20万円、助成率3/5



2 雨水タンク設置助成

雨水タンクは、屋根などに降った雨水を一時的に貯留するタンクです。

●小型タンク(500ℓ未満)設置の助成額

個人=(本体価格+設置工事費)×2/3

そのほか=(本体価格+設置工事費)×1/2

●助成限度額=1基につき4万円(1敷地につき2基まで)

※大型タンク(500ℓ以上)の助成有り



※1 2 売買を目的とした建築物や住民税などの滞納がある場合は対象外

3 雨水浸透施設設置助成

雨水浸透施設は、雨どいで集めた雨水を、浸透ます・浸透トレンチ管(雨水浸透管)を経由して地下にしみ込ませる施設です。

●助成対象地域=埋立地を除く区内全域

※急傾斜地、隣地と段差がある・地下水位の高い箇所などは対象外

※大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物や住民税などの滞納がある場合は対象外

●助成額=実際にかかった工事費の合計額に応じて支給

●助成限度額=1件につき40万円



1 2 3 いずれも

問 建築調整課地域道路整備担当
TEL 5744-1308 FAX 5744-1558



木造住宅などの耐震化助成

区では、地震による建物の倒壊から区民の皆さんの生命・財産を守るため、各種助成事業を行っています。4月1日から、その一部の助成限度額などを拡充しました。自宅の耐震化などを検討している方は、ぜひご活用ください。

1 木造住宅耐震化助成

耐震診断から改修工事までにかかる費用の一部。

●対象建築物=平成12年5月31日以前の基準(旧耐震基準および新耐震基準)で建てられた区内木造住宅(地下を除く2階建て以下・新耐震基準は在来軸組工法に限る)

●助成金額・耐震改修設計=助成限度額15万円

耐震改修工事=助成限度額200万円(障がい者など居住の場合は150万円を加算)

※耐震診断は別途助成があります。沿道耐震化道路沿いの建築物、非木造(マンションなど)建築物などについても、4月1日から助成金額などを一部拡充しています。助成要件や助成金額などが異なります。詳細はお問い合わせください



2 木造住宅除却工事助成

耐震性が不足する旧耐震基準で建てられた木造住宅を除却する際にかかる費用の一部。

●対象建築物=昭和56年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建てられた区内木造住宅(地下を除く2階建て以下)

●助成金額

区内の中小事業者と契約=助成限度額100万円

そのほかの事業者と契約=助成限度額75万円



3 ブロック塀等改修工事助成

通学路沿いなどのブロック塀などの撤去、フェンスなどの新設工事費用の一部。

※区内中小事業者が行う工事に限りです

●対象工事

・通学路、特定緊急輸送道路に面する高さ1m以上のブロック塀などの撤去

・高さ2m以下のフェンスなどの新設

●助成金額

撤去=①撤去費用の3/4の額②助成単価3万円/mにブロック塀やフェンスなどの長さ乗じた額(最大30万円)

新設=①撤去費用の2/3の額②助成単価5万円/mにブロック塀やフェンスなどの長さ乗じた額(最大30万円)

※①②のうち金額が低い方で助成金を算出



1 2 3 いずれも

申請できる方は住宅かブロック塀などの所有者です。契約前の申請が必要です。手続きや詳細は区HPをご覧ください。

問 防災まちづくり課耐震改修担当
TEL 5744-1349 FAX 5744-1526

